

臓器移植法の改正について

平成 4 年 1 月 臨時脳死及び臓器移植調査会答申

平成 9 年 6 月 臓器の移植に関する法律（現行法）成立

※ 法施行後 3 年を目処として制度全般についての検討を行うこととする規定が置かれている。

10 月 同法施行

※ 施行からこれまでの間（平成 21 年 6 月現在）、脳死下での臓器提供は 81 件と少なく、また、15 歳未満の者からの臓器提供が認められていない。

平成 17 年 8 月 与党有志議員により、臓器移植法改正案（A 案、B 案）衆議院に提出（平成 18 年 3 月再提出）

平成 19 年 12 月 野党有志議員により、臓器移植法改正案（C 案）衆議院に提出

※ 平成 20 年 5 月に国際移植学会が死体ドナーを自国で増やし、自国での臓器移植を増やすことを呼びかけること等を内容とする宣言（イスタンブール宣言）をまとめる。

※ WHO も平成 21 年 5 月の総会で指針を改正し、臓器売買や渡航移植（移植ツーリズム）への対応について議論を行う予定であった。（新型インフルエンザの影響により平成 22 年 5 月以降に延期）

平成 21 年 5 月 与野党有志議員により、臓器移植法改正案（D 案）衆議院に提出
6 月 衆議院厚生労働委員会での審議（2 回）を経て、衆議院本会議に中間報告及び討論

衆議院本会議において、採決が実施され、A 案が可決（18 日）

野党有志議員により、新たな改正案が参議院に提出

7 月 与野党有志議員により、修正 A 案が参議院に提出

参議院厚生労働委員会での審議（2 回）を経て、参議院本会議に中間報告及び討論

参議院本会議において、採決が実施され、A 案が可決・成立（13 日）

公布（17 日）

*（施行期日）

公布の日から起算して 1 年を経過した日（平成 22 年 7 月 17 日）から施行。ただし、親族への優先提供の意思表示に係る部分については、公布の日から起算して 6 月を経過した日（平成 22 年 1 月 17 日）から施行。